

市第89号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）」

を

「第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）」

第 1 章の 2 市営住宅の整備基準（第 3 条の 2 第 3 条の 17）」

に改める。

第 1 条中「設置」の次に「、整備」を加える。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 市営住宅の整備基準

（市営住宅の整備）

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく市営住宅及び共同施設の整備基準は、次条から第 3 条の 17 までに定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第 3 条の 3 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければなら

ない。

(良好な居住環境の確保)

第 3 条の 4 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第 3 条の 5 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第 3 条の 6 市営住宅及び共同施設の敷地 (以下この章において「敷地」という。) の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第 3 条の 7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第 3 条の 8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の

良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第 3 条の 9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第 3 条の 10 市営住宅の 1 戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並

びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならぬ。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第 3 条の 11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第 3 条の 12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第 3 条の 13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第 3 条の 14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等

の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第 3 条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第 3 条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第 3 条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 敷地内の通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第 7 条第 1 項第 3 号中「、イ又はウ」を「又はイ」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 214,000 円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が(a)から(c)までに掲げ

る障害の種類に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定めるとおりであるもの

(a) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(b) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程度

b 次項第3号、第4号、第6号又は第8号に該当する者

(i) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ii) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000 円

第7条第1項第3号ウを削り、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の程度に応じ、それぞれアからウまでに定めるとおりであるもの

ア 身体障害 前項第3号ア(7) a(a)に規定する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3

級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

第 8 条第 2 項を次のように改める。

- 2 法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条第 1 項各号（同条第 2 項各号に掲げる者（単身生活困難者を除く。））にあつては、同条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならぬ。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 20 条第 1 項に規定する居住制限者については、前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第 19 条第 1 項中「及び改正令附則第 3 条」を削る。

第 34 条第 1 項中「平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項（改正令）」を「第 7 条第 1 項第 3 号（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。））」に、「旧令」を「改正令による改正前の令（以下「旧令」という。））」に改める。

第 36 条第 2 項中「平成 24 年 4 月改正前の」を削る。

別表の 2 の表中

「 サウスヴィラ横濱 栄マンション 」	を
「 サウスヴィラ横濱 」	に、
「 エムケイ・ドリーム笹野台 K I N Gハイム鶴ヶ峰 」	を
「 エムケイ・ドリーム笹野台 」	に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の2の表K I N Gハイム鶴ヶ峰に係る改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い市営住宅の整備基準等を定めるとともに、栄マンション及びK I N Gハイム鶴ヶ峰を廃止する等のため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第 1 章省略）

第 1 章の 2 市営住宅の整備基準（第 3 条の 2 第 3 条の 17）

（第 2 章から第 5 章まで及び附則省略）

（趣旨）

第 1 条 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）
）に基づく市営住宅及び共同施設の設置、~~整備~~及び管理について
必要な事項は、法及びこれに基づく命令の定めるところによるほ
か、この条例の定めるところによる。

第 1 章の 2 市営住宅の整備基準

（市営住宅の整備）

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく市営住宅及
び共同施設の整備基準は、次条から第 3 条の 17 までに定めるとこ
ろによる。

（健全な地域社会の形成）

第 3 条の 3 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健
全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければなら
ない。

（良好な居住環境の確保）

第 3 条の 4 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮
し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備

しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅及び共同施設の敷地(以下この章において「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第 3 条の 9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第 3 条の 10 市営住宅の 1 戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25 平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各

住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

- 第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

- 第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

- 第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

- 第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

- 第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便

を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第 3 条の 16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第 3 条の 17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 敷地内の通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(入居者の資格)

第 7 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) その者の収入がア 又はイ に掲げる場合に依り、それぞれ

ア 又はイ に掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その入居者が身体障害者である場合その他の場合として地域の他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合と自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関して次のいずれかに該当する場合 214,000 円

係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関

係政令の整備等に関する政令 (平成 23 年政令第 424 号) 第 1

条の規定による改正前の令 (以下「平成 24 年 4 月改正前の令

」という。) 第 6 条第 4 項に定める場合 平成 24 年 4 月改正

前の令第 6 条第 5 項第 1 号 (公営住宅法施行令の一部を改正

する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）
）附則第 4 条に規定する者にあつては、改正令による改正前
の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号）に掲げ
る金額
(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場

合

a 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に
規定する障害者でその障害の程度が (a) から (c) までに掲げ
る障害の種類に応じ、それぞれ (a) から (c) までに定めると
おりであるもの

(a) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚
生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいず
れかに該当する程度

(b) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155
号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する
程度

(c) 知的障害 (b) に規定する精神障害の程度に相当する
程度

b 次項第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号に該当する者

(1) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれも
が 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(2) 同居者に 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間
にある者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000 円
市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚

災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 2 号（改正令附則第 4 条に規定する者）にあつては、旧令第 6 条第 5 項第 2 号）に掲げる金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号（改正令附則第 4 条に規定する者）にあつては、旧令第 6 条第 5 項第 3 号）に掲げる金額（第 4 号及び第 5 号省略）

- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第 1 号省略）

- (2) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の程度に応じ、それぞれアからウまでに定めるとおりであるもの
等整備基準の一部を改正する省令（平成 23 年国土交通省令第 1

03 号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行規則第 24 条

に定める程度であるもの

ア 身体障害 前項第 3 号ア(7) a (a) に規定する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者

福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3

級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

（第3号から第9号まで及び第3項から第5項まで省略）

（入居者資格の特例）

第8条 （第1項省略）

- 2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するた
前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（
めの特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第
同条第2項各号に掲げる者（单身生活困難者を除く。）にあって
22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第
は、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで）に掲げる条件
1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅
を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災
失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる
害により住宅を失った者でなければならない。
市営住宅の入居者は、前条第1項各号（同条第2項各号に掲げる
者（单身生活困難者を除く。）にあっては、同条第1項第1号及
び第3号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災
害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなけ
ればならない。

（第3項省略）

- 4 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項
に規定する居住制限者については、前条第1項第4号及び第5号
に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者
とみなす。

（使用料の決定）

第19条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第21条第1項の規定
により認定された収入（同条第2項の規定により更正された場合

には、その更正後の収入。第34条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び改正令附則第3条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第42条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。

(第2項から第4項まで省略)

(収入超過者等に関する認定)

第34条 市長は、毎年度、第21条第1項の規定により認定した入居者の収入の額が第7条第1項第3号(公営住宅法施行令の一部を平成24年4月改正前の令第6条第5項(改正令改正する政令(平成19年政令第391号。以下「改正令」という。

))附則第5条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における収入にあっては、改正令による改正前の令(以下「旧令」という。)第6条第5項)に定める場合に応じてその金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

(第2項及び第3項省略)

(収入超過者に対する使用料)

第36条 (第1項省略)

2 前項の使用料の算出は、近傍同種の住宅の家賃以下で、平成24年4月改正前の令第8条第2項(改正令附則第5条に規定する者に係る平成26年3月31日までの間における使用料にあっては、旧

令第 8 条第 2 項)の規定により算出する。

(第 3 項省略)

別表(第 3 条第 2 項)

2 借上げによる市営住宅

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市南区
サウスヴィラ横濱	
栄マンション	
(省 略)	
(省 略)	
エムケイ・ドリーム笹野台	横浜市旭区
KINGハイム鶴ヶ峰	
(省 略)	
(省 略)	

公営住宅法(抜粋)

(整備基準)

第 5 条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して
 事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない
 。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定

める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

(第3項省略)

(入居者資格)

第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

(第2号省略)